

子育て支援センターだより



■問合せ 南条子育て支援センター Tel 47-2411
 今庄子育て支援センターわかば ☎ 45-0788
 河野子育て支援センター ☎ 48-2321

11月の主な活動

【南条子育て支援センター】

8日(木) 移動支援
 時間 午前10時～午前11時30分
 場所 協本活性化センター
 *みんな遊びに来てね。

お父さん出番ですヨ!子育てパパ支援

10日(土) パパだから出来る!ワクワク体操
 時間 午前10時～午前11時
 場所 南条子育て支援センター
 講師 子育てマイスター 片山 陽子氏
 対象者 町内在住の未就園児とその父親
 募集人数 5組(先着)
 予約 7日(水)まで
 *お父さんと一緒に遊ぼう。
 午後は通常通り開館しています。

13日(火) ふれあいトーク
 時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 南条子育て支援センター
 講師 町保健師 井上 志乃氏
 *「冬にかかりやすい病気と予防」のミニ講座
 があります。

15日(木) 絵本の読み聞かせ
 時間 午前11時30分～午前11時45分
 場所 南条子育て支援センター
 講師 南条図書館司書 三田村 啓子氏

16日(金) 離乳食作り
 時間 午前10時～午前11時30分
 場所 南条保健福祉センター
 講師 子育てマイスター 新井 美紀氏
 申込締切 9日(金)まで
 参加費 100円
 持ち物 エプロン・三角巾・おんぶ紐

★休館日 12日(月)

【今庄子育て支援センター わかば】

6日(火) ベビーマッサージ
 時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 今庄子育て支援センター わかば
 講師 子育てマイスター 田中 千絵美氏
 申込締切 2日(金)

14日(水) クリスマス飾り作り
 時間 午前10時～午前11時30分
 場所 今庄子育て支援センターわかば
 講師 子育てマイスター 大野 美和氏
 申込締切 7日(水)
 参加費 材料費200円(当日集金)

★8日(木) 午後は都合により休館させていただきます。

《ぽかぽかルーム》湯尾児童館での移動支援

時間 午前9時30分～午前11時30分
 8日(木) 一緒に遊ぼう
 22日(木) アクリルたわし作り
 *編み機を使ってアクリル毛糸で簡単タワシを作ります。

【河野子育て支援センター】

20日(火) ベビーマッサージ
 時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 河野子育て支援センター
 講師 子育てマイスター 田海 有佳里氏
 持ち物 バスタオル・水分補給用の飲み物

27日(火) リトミック遊び
 時間 午前10時30分～午前11時30分
 場所 河野子育て支援センター
 講師 笛吹 麻貴氏

11月の園開放日

7日(水) 河野保育園「一緒に遊ぼう」
 13日(火) 今庄なないろこども園「絵本コーナー体験しよう」
 14日(水) 湯尾保育所「好きなところで遊ぼう」
 21日(水) 南条こども園「好きなところで遊ぼう」

1歳児 指差しでコミュニケーション

1歳を過ぎると、言葉の意味をだんだん理解しはじめ、「ママ」など意味のある言葉を話すようになります。また、物を指すことも増えます。指差しは「あれは何?」「あれが欲しい」「あれを見て」と赤ちゃんがコミュニケーションをとろうとしているのです。その時に「これは〇〇だよ」などと名前を教えてあげたり、「ほんとだ〇〇だね」と同調したりとしっかりこたえるようにしていきましょう。

「きんぎょがにげた」 作 五味太郎 福音館書店

きんぎょ鉢から逃げたきんぎょを探す、絵探し絵本です。きんぎょがあちこちに隠れています。「金魚はどこかな?」「ここかな?」指差しながら親子で一緒に楽しめる1冊です。他にもたくさんの果物や動物も登場するので名前を教えるのもいいですね。



秋の火災予防運動 11月9日金～15日木

11月9日(金)から15日(木)までの1週間は全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これから寒くなる季節を迎えるにあたり、暖房器具を使用するなど火を使うことが増えて、火災が発生しやすい季節となりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。日頃から「火の用心」に心がけましょう。



平成30年10月1日現在の火災は19件発生しており、昨年と同時期と比較し6件の増加となっております。主な火災原因は、たばこ、ストーブ、取灰などが起因するものです。

☆火事にならないために次のことに気をつけましょう

『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』 - 3つの習慣・4つの対策 -

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



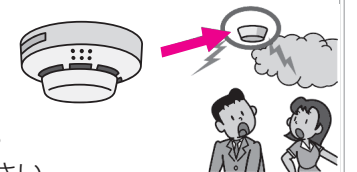
【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

『住宅用火災警報器は交換が必要です!』

住宅用火災警報器の殆どは電池で動いています。電池の寿命は概ね10年といわれており、早く設置された住宅では、電池の寿命に注意が必要です。

電池が無くなると、異常な警報音が鳴ったり、警報器のランプが点灯したり点滅します。このような時は電池交換(製品によっては警報器を交換)し、正常な状態を維持してください。



■問合せ 南越消防組合 Tel 21-0119

自賠責保険・自賠責共済のご案内 「自賠責 切れていませんか?」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償補償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしでの運行することは法令違反ですのでご注意ください!

■問合せ 国土交通省中部運輸局福井運輸支局 Tel 0776-34-1602

『Sマーク』のあるお店を利用しましょう! 11月は標準営業約款普及登録促進月間です

標準営業約款制度は、消費者(利用者)を擁護するために法律で定められた制度です。厚生労働大臣が認可した営業約款に従って営業している「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」で、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

■問合せ (公財)福井県生活衛生営業指導センター Tel 0776-25-2064



厚生労働大臣認可